

3 生徒指導の改善充実

(1) 生徒指導

家庭、施設等の理解と協力を得て、統一ある指導方針の下に、道徳的実践、勤労体験等を重視し、学校生活全体を通じて、児童生徒の可能性の発見に努め、一人一人の障害の特性に応じ、可能な限り社会生活に適応する能力の育成に努める。

(2) 進路指導

多様な障害に対応して、将来の生活に必要な資質の育成に努め、社会的自立を促進する。また、家庭、地域社会及び関係機関との連携を強化し、進路開拓を積極的進める。

4 教職員の資質の向上

(1) 教職員研修

研修の内容・方法の改善に努め、専門性の向上と教師としての使命感の高揚に努める。また、校内研修の充実、研究学校の指定、長期研修派遣等により教職員の研修意欲を高め、人材の育成に努める。

(2) 指導体制

教育事務所に専任指導主事の配置を検討するとともに、養護教育センター（仮称）の組織の充実に努める。

5 教職員組織の充実

(1) 教員配置

児童生徒の障害の程度に応じた学級編制に必要な教員の確保に努める。また、養護教員、実習助手、寮母については、盲・聾・養護学校の実態を考慮し、標準法定数の充足に努める。

(2) 教員構成

教員の男女別、年齢別構成及び盲・聾・養護学校教員免許状所有状況等を考慮した適正な教員の配置に努める。

(3) 事務職員・介助員の配置

事務職員については、盲・聾・養護学校の実態を考慮しながら、標準法定数の充足を図るとともに、児童生徒の障害の重度・重複化に対応するため、介助員の確保に努める。